

福祉環境委員会記録

令和5年6月27日（火）
9時58分～15時01分
全員協議会室

【委員】小川委員長、村木副委員長、

村武委員、柳楽委員、岡本委員、川神委員

【議長・委員外議員】笹田議長、牛尾議員

【執行部】砂川副市長

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長、河内地域福祉課長、棕木健康医療対策課長、
河上健康医療対策課地域医療担当課長、坂根保険年金課長、
松山子ども・子育て支援課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、鈴木総合窓口課長、市原税務課長

〔上下水道部〕佐々木上下水道部長、右田水道管理課長、谷口工務課長、
大上下水道課長

〔教育委員会〕山口学校教育課長

【事務局】久保田書記

議題

1 陳情審査

(1) 陳情第83号 会員の希望と効率が一致するなら実行をという陳情について
【賛成少数 不採択】

(2) 陳情第95号 バラバラな行政執行を一考してという陳情について
【賛成多数 採択】

2 議案第34号 浜田市印鑑条例及び浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

3 議案第37号 浜田市外来検査センター条例を廃止する条例について

【全会一致 可決】

裏面あり

4 執行部報告事項

(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について 【地域福祉課】

- (2) 令和6年度国県重点要望事項について 【健康福祉部】
- (3) 令和5年度浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について 【保険年金課】
- (4) 令和5年度個人市民税の当初賦課の状況について 【税務課】
- (5) 令和4年度市税収納率について 【税務課】
- (6) ポンプ設備の不具合に伴う配水系の変更について 【工務課】
- (7) 浜田処理区下水道整備事業について 【下水道課】
- (8) 浜田処理区下水道整備事業説明会の開催状況について 【下水道課】
- (9) その他
- (配布物)
- ・ 浜田市人口状況 (R5.2月末～R5.4月末現在) 【総合窓口課】

5 所管事務調査

- (1) 障がい者の就労状況について 【地域福祉課】
- (2) 地方税統一QRコード導入見送りの経緯等について 【税務課】
- (3) 水道の休止件数について 【水道管理課】

6 その他

- 7 ぎかいポストに寄せられた意見への対応協議について (委員間で協議)
- 8 地域井戸端会に寄せられた意見への対応協議について (委員間で協議)
- 9 行政視察について (委員間で協議)
- 10 【取組課題】 就労支援を含めた障がい者支援について (委員間で協議)
- 11 常任委員会が所管する事項の見直しについて (委員間で協議)

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[9 時 58 分 開議]

○小川委員長

ただいまから福祉環境委員会を開会する。出席委員は6名で定足数に達している。それではレジュメに沿って進めていく。

1 陳情審査

○小川委員長

本委員会に付託された、陳情2件の審査に入る。審査に当たり、執行部への質疑は、あくまで審査の参考とするための現状等の確認にとどめてほしい。

(1) 陳情第83号 会員の希望と効率が一致するなら実行をという陳情について

○小川委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

○柳楽委員

シルバー人材センターへは市から補助金も出されていると思うが、例えば年に何回かシルバー人材センターと意見交換などをする機会があるか。

○健康医療対策課長

直接担当がお話しすることはあるが、特に会合はない。ただ、健康福祉部長が理事を務めているので、理事会内で話し合いはされている。

○小川委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 陳情第95号 バラバラな行政執行を一考してという陳情について

○小川委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、これから陳情の採決を行う。採決前に自由討議を行うべき案件があるか。

(「なし」という声あり)

では採決に入る。

・陳情第83号 会員の希望と効率が一致するなら実行をという陳情について

反対の方は挙手の上、理由を述べてほしい。

○岡本委員

この陳情には、入り口としては反対である。まずこの内容を見ると、シルバー会員と本部という形の説明ではあるが、ここはいわゆる契約は成立企業体だと思っている

ので、例えばLINEやメールでやることについては違和感を持っている。当然契約は紙ベースで、その入り口は電話で、次は契約という一つの流れが当然あるべきであり、このことについては反対である。

(傍聴者から発言あり)

傍聴者は静かに、発言を控えてもらいたい。

(傍聴者から発言あり)

発言を控えてほしい。

(傍聴者から発言あり)

駄目である。

(傍聴者から発言あり)

傍聴者は静かにしてほしい。

(傍聴者から発言あり)

議事の進行の妨げになるのでやめてほしい。

(傍聴者から発言あり)

静かにしてほしい。

(傍聴者から発言あり)

駄目である。

(傍聴者から発言あり)

議事の進行の妨げはしないように。

(傍聴者から発言あり)

静かにしてほしい。

(傍聴者から発言あり)

妨害しないように。

(傍聴者から発言あり)

そういうこともやめてもらいたい、傍聴者は。議事の進行の妨げになるので。

(傍聴者から発言あり)

時間が大事なので、邪魔しないでほしい。

(傍聴者から発言あり)

委員長の指示に従っていただければ退場していただくことになるがよろしいか。

(傍聴者から発言あり)

発言はしないようお願いしているが、従ってもらえないか。

(傍聴者から発言あり)

発言は、発言はしないでもらいたい。

(傍聴者から発言あり)

静かに。これ以上発言されると退場していただくことになるが。

(傍聴者から発言あり)

ほかに、委員からご意見を伺いたい。

○村武委員

恐らくシルバー人材センターの会員で、いろいろな連絡等のやり取りで困っている方もおられるのかと思っている。そこでLINEが良いかは私も分からないが、そしてこの案件に関しては、困っている方もいらっしゃるかもしれないが、ここで議会として賛成・反対を出すことはしなくても良いかと思っている。

先ほどの執行部の答弁もあったが、部長が理事ということなので、そういったところでご意見として出していただけたら良いかと思っている。したがって私はこの案件には反対とさせていただきます。

○柳楽委員

私は賛成しようと思っている。シルバー人材センターで実際に働いていらっしゃる方と本部の話なのか、それとも利用者と本部なのか、いずれにせよ私も利用者から、電話連絡を取り合ったときに行き違いがあって問題が発生したといった話を聞いたことがある。その方もLINEやメールでやれば間違いが起こらないのではないかと思いますと話されていた。民間事業者なのでこちらから強制的にそれをやっていただくのは無理だと思うが、ご検討いただければ良いのかと思うし、実際にシルバー人材センターには市から1千万円近くの補助金が出ているし、先ほどあったように健康福祉部長が理事でもあるとのことで関わりはあると思うので、働き掛けを行っていただきたいので賛成する。

○川神委員

私も基本的には賛成しようと思っている。確かに契約の場合は様々なやり方の中である程度限定されると思うが、あくまでもこれは連絡という願意かと思っている。シルバー人材センターも地域によっては大変重要な存在意義もあるし、市も関わっている。この問題に議会がどう関わるか、関わり方がどうかということもあるが、一応陳情を受けて我々も審査した以上は、シルバー人材センター利用者の活動がより有効で円滑に進んでほしい。そのためにいくらかの連絡方法が広がることはプラスに働くという観点で、私は賛成したい。

○村木副委員長

私は反対の立場を取らせていただく。確かにデジタル推進のご時世である。こういった陳情にあるようなことは大切なこととは思いますが、まずは議会の関わりということに関すると、シルバー人材センターの内部のことであり、今のやり方を変えるなら、まずは内部での話をしていただく。そう思っているので反対とさせていただきます。

○小川委員長

ほかに意見は。

(「なし」という声あり)

では採決する。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

挙手少数により、本陳情は採択としないものと決した。

・陳情第95号 バラバラな行政執行を一考してという陳情について

ご意見のある方は挙手をお願いします。特に反対の方は意見を伝えなければならないので、挙手の上、発言をお願いします。

○岡本委員

言葉としては理解できるのだが、私は、青サポ、山びこ、放課後デイサービスに来られる人というのは、かなり家庭において当人の環境において、非常に厳しいところがあるところへ向けて、実際は例えば山びこは不登校のところから学校を通してみたり、いろいろなところから相談が行っている。青サポもそうだし、放課後デイサービスもいろいろな窓口があって、私はそれで良いと思っている。もともと青サポ・山びこ・放課後デイサービスの目的は明確に示されているわけだから、執行するのにバラバラだとかいうことではなく、もともと中ではつながっていることは我々は皆知っている。当人のいろいろな環境を把握しながら、いろいろなことを検討されていることを我々は知っているわけだから、まとめて、それからこういうことを分かりやすくということをすることによって、逆に相談に行かれる人が迷うようであれば、素直に各々のセクションにおいて悩み事に働き掛ける。その方々がここにつなげていく。そのつながりの状態によっては担当課を別として連携されているのだから、そういう意味で、ここに示されていることについては反対を申し上げておきたい。

○柳楽委員

私は賛成をしたいと思っている。当然これまでも連携は図られていると思うが、今、議会でも委員会の所管の見直しを検討している。その中で、やはり子どもを中心に考えたときに、教育部局と福祉部局が同じ所管のほうが良いのではないかという意見も出てきている。私もそのように思っている一人なので、ここが一緒にやることで、より市民にはいろいろなことが分かりやすくなっていくのかと思うので、賛成したい。

○村武委員

賛成したい。先ほど柳楽委員がおっしゃったように、教育委員会と地域福祉の連携は私も大切なところだと思っている。現在もできているところもあるのかもしれないが、こうして青サポ・山びこ・放課後デイサービスが、例えば困っていて学校に相談されたりするのが入り口的には一番多いと思うが、ただそこまで相談することも難しい方ももしかしたらいらっしゃるかもしれないと感じているので、情報的なところは、より間口を広げてやる必要があるのではないかと考えているので賛成したい。

○川神委員

私も賛成の立場で発言する。冒頭に委員から、利用者がそれぞれ理解もしながら、中では総合的につながっている。これはそれで良いと思うし、そうでなければいけないと思うが、陳情の中に「市民の理解」ということで、今回地域井戸端会に出掛けた際にいろいろな話があった。この件の話もあったが、利用者や関係者以外の方、一般市民はどのような仕組みになっているか分からない。非常に理解しづらい。そういつ

た意味で、市民にこのような情報を提供して理解していただくという意味では、この陳情は賛成で良いかと思っている。

○村木副委員長

私も賛成である。ずっと今までも出ているが教育と福祉との連携、すでにされているがさらに深めることも大事だし、まさに今、所管事務においても福祉と教育のつながりも議論されているので、そういったことを鑑みると賛成である。

○小川委員長

では採決する。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

挙手多数により、本陳情は採択とするものと決した。以上で陳情審査を終了する。

2 議案第34号 浜田市印鑑条例及び浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

○小川委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

○柳楽委員

印鑑証明を申請する場合に、個人番号カードを提示すればその印鑑登録証を出さなくても良くなるということかと思うが、家族の分を申請することもあると思うが、それについても特に、家族の個人番号カードを提示するなどではなく、申請に来た人の分だけでできるのか確認したい。

○総合窓口課長

ご指摘の点だが、今回の条例改正のご提案をさせていただくのは、あくまでもご本人がご自分のマイナンバーカードをお持ちになられ、窓口で交付申請をされる際と定めようと思っている。

○小川委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

3 議案第37号 浜田市外来検査センター条例を廃止する条例について

○小川委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

○岡本委員

浜田市外来検査センターを今までやってこられて、どのような形で評価しているか、また、課題が残ったか。今実は沖縄でまた新たなという話が出ているので、その解説

もあるのだろうということを頭に置きながら、その辺の評価をお願いしたい。

○地域医療担当課長

まず評価としては、この2年半の間に604人の方が検査をされ、その中で171名の陽性者が出た。大変混乱しているときに病院へ行くこともままならず、電話してもなかなか検査・検診にもつながらずというパニック状態のときに、浜田市が外来検査センターを設けたことで、これだけの多くの方が早く検査ができ、結果を知ることができた。その後の対応ができたということは、大変効果があったと思っている。

この外来検査センターは採取までなので、それを保健所に持って行って検査していただくというルートになっていた。5類になって保健所が検査されなくなったので、この検査センターだけがあっても採取したものをどうすることもできない。また市販で検査キットがかなり普及しており、国も「自分のことは自分で」ということで、検査キットを自分たちで購入して検査するような方向に進めているので、そういった流れで今後はいくのではないかと思う。検査センターを廃止すること自体に関しては、特に課題はないのではないかと思っている。ただ、言われるように今後の雲行きが怪しいということもあるが、今までのノウハウで、市民一人一人が手洗いうがいやマスクの着用などで自己管理を徹底していただければと思っている。

○岡本委員

私はすごく評価している。あの当時、市民からいろいろな形で、病院で断られたとか、なかなか行きづらいのだという中で、いち早く浜田市がそういう形で対応されたことについては、市民に安心感を与えただろうと思っている。良い対応だったと思っている。

○小川委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

以上で議案審査は終了する。採決は後ほど行う。

4 執行部報告事項

(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について

○小川委員長

執行部から補足説明はあるか。

○地域福祉課長

(以下、資料を基に説明)

○小川委員長

委員から質疑はあるか。

○川神委員

以前も相談させてもらったが、住民税非課税世帯、地域井戸端会するときでも今までずっと住民税が非課税で払ってないのだが、たまたま手違いで非課税ではないといったことがあったので、年当初の給付金案内も来なくていただけなかったという、大変

厳しいお話をいただいた。それで担当課に話したが、税務署も関わったり、担当課も今まで非課税だったのが急に課税世帯になるのはおかしくないか、そこでチェックはできないかといった話もさせていただいた。税務署ではどのような話になったのかと、本人は大変お怒りで、ずっと非課税で何ら変わってないのになぜ課税になるのかと、かなり言われた。私もいろいろ聞いてみたが、どこがどうなってどこに原因があるかは分からなかったが、最終的には市の担当者に気づきがあって、そこからチェックしていただければそのようなこともなかったかと思っている。流れ作業の中、いろいろ忙しい作業もあるだろうが、その辺の意識をきちんと持ちながら仕事を引き続きやっていただきたい。非課税世帯を確実に確認することを、改めて危機意識を持ってやっていただきたいと思うが、コメントはあるか。

○地域福祉課長

今回は5年度の住民税が対象ということではあるが、いろいろと申告されて税情報が変わることもあろうと思う。手続き期間は10月31日までとなっているので、その辺のことを都度確認できる範囲で確認していきたい。

○岡本委員

今後のスケジュールが一番下に書かれている。7月上旬にお知らせ及び確認の送付し、その後、家計急変世帯の申請受付とある。このことについて説明をお願いします。

○地域福祉課長

家計急変世帯とは、現時点では5年度の住民税が課税されているが、1月1日以降に何らかの理由でお勤めを辞められたり、病気によって収入がなくなったりしたような方を対象にしているものである。令和3年度からこのような給付金制度を国の基準の下にやっていたが、その際にも同様な、家計急変世帯を対象にすることはやっていたので、今回も同様にこのような制度を設けさせていただいている。

○岡本委員

給付を受ける世帯は分かっているが、そうでない方にこういうことが起きる。この辺の周知はどうなっているか。

○地域福祉課長

周知はまず広報はまだに掲載させていただく。あとホームページにも掲載させていただく形としたいと考えている。

○小川委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 令和6年度国県重点要望事項について

○小川委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

○柳楽委員

「医師看護師等医療従事者確保対策」については、私が議員にならせていただいて以降、毎年のように見てきたと思うが、それによって何かしら変わったのかと思ったときに、あまり変化が見受けられないような気もするのだが、執行部としてはどのように見ておられるか伺う。

○健康福祉部長

毎年要望している。当面の間、県と市が助成して何とか継続できているところ。地域医療を守る会とかあり、地域卒の学生もたくさん出ており、浜田医療センターで研修を受ける方もたくさん出てきている。そのような面では、地元に戻ってきそうな学生が増えたのは確かである。医療センターで研修生が増えているので良いことではないかと知事からの言葉ももらった。浜田に戻っていただけるよう国・県に要望して、地域偏在をなくしていくことを今後も要望していかないと考えている。

○小川委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 令和5年度浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について

○小川委員長

執行部から補足説明はあるか。

○保険年金課長

(以下、資料を基に説明)

○小川委員長

委員から質疑はあるか。

○柳楽委員

申請を窓口申請されたことに対して問合せがあったということか。

○保険年金課長

減免の提出は郵送可だったのだが、窓口で持参して出された方が多かったという説明である。

○岡本委員

不納欠損額について。2年、3年、4年というように各年変化している。この辺の説明をお願いします。

○税務課長

2年から3年については約3倍、3年から4年については若干減っているが1千万円近い金額となっている。浜田市では早期滞納者について現年分重視ということで取組を強化している数字が後ほど説明する収納率のところでおおと思うのだが、欠損については、なかなか納めていただけない方について、しっかりした財産調査を行い、それでも難しい案件については法律にのっとって執行停止を掛けた後に不納欠損する形を、平成29年度から県等の指導も受けながら取組強化している。その関係で少しずつ多い・少ないはあるが、これだけの金額があるということで、安易な欠損はせず、しっ

かり調査した上での数字だをご理解いただけたらと思っている。

○岡本委員

私はコロナが何か影響しているのかと思って聞いている。それから当然、納付しなければいけない人が亡くなるケースもここにカウントされているのか。

○税務課長

コロナでなかなか納付が難しい方については、もちろん納税義務者の方に寄り添った対応をするようお願いしているし、徴収猶予といった制度も活用して、納付期間を少し延ばす取組を2年度等にしてきた。意外とそのあたりは収納率に影響はなかったと思っているが、欠損については調査を行い、取れないルールにはまればこういった処理をしている。コロナでなくても同じような対応になっている。

○岡本委員

亡くなられた人もこの数値の中に入っているか。

○税務課長

亡くなったら納税義務がなくなるのではなく、当然相続が出てくる。中には相続放棄をして、相続する者がいない場合にも所定の手続きの中でこういった中に入っていることになる。

○岡本委員

不納欠損は単年度、例えば令和3年度だったら令和3年度の1,365万円という金額は、その中は欠損した。明くる月は977万円、ということは累積していくのか。

○税務課長

滞納繰越額というのは当然、調定額があって納めた金額を引いたのが滞納繰越額になる。その滞納繰越額から不納欠損の金額については減っていく形になるので、収納率も良くなっている、不納欠損の処理もさせていただいているというところで、毎年滞納繰越額については減ってきている。

○小川委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(4) 令和5年度個人市民税の当初賦課の状況について

○小川委員長

執行部から補足説明はあるか。

○税務課長

(以下、資料を基に説明)

○小川委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(5) 令和4年度市税収納率について

○小川委員長

執行部から補足説明はあるか。

○税務課長

(以下、資料を基に説明)

○小川委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(6) ポンプ設備の不具合に伴う配水系の変更について

○小川委員長

執行部から補足説明はあるか。

○工務課長

(以下、資料を基に説明)

○小川委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(7) 浜田処理区下水道整備事業について

○小川委員長

執行部から補足説明はあるか。

○下水道課長

(以下、資料を基に説明)

○小川委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(8) 浜田処理区下水道整備事業説明会の開催状況について

○小川委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(9) その他

(配布物)

・浜田市人口状況 (R5. 2月末～R5. 4月末現在)

○小川委員長

執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

配布物があるので確認してほしい。それでは執行部からの報告事項について、全員協議会で報告して説明いただくものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

○地域福祉課長

(7)の1件を全員協議会に提出し説明させていただければと考えている。

○小川委員長

執行部の意向のとおりでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

5 所管事務調査

(1) 障がい者の就労状況について

○小川委員長

執行部から説明をお願いします。

○地域福祉課長

(以下、資料を基に説明)

○小川委員長

委員から質疑があるか。

○柳楽委員

43.5人以上の常用雇用者がいらっしゃる場所は法定雇用率を守る必要があるとのことだが、ハローワークは例えばその必要がある企業で雇用率に達してない状況があった場合には、それを達成していただくために働き掛け等されるのか。

○地域福祉課長

そのような指導をされているとは伺っている。

○村木副委員長

2番の公共職業安定所管内の状況の、令和3年6月1日と令和4年6月1日とある。この「企業数59または61」というのは、常用雇用労働者の43.5人以上の対象企業が59や61だと理解して良いか。

○地域福祉課長

そのとおりである。

○村木副委員長

その59あるいは61が、浜田と江津合算した数字ということで理解した。

○岡本委員

43.5人以上に対する回答が出されているが、それ以下の把握はできているか。

○地域福祉課長

ハローワークが行っている調査においてはできてないし、浜田市独自で把握しているかというお尋ねなら、それもできてないという回答になる。

○岡本委員

福祉環境委員会では、障がいのある方の雇用について提案する中で、確かに43.5という企業の部分については分かっても、それ以下も把握してそこにも雇用していただく環境に持っていかないと、市内におられる障がいの方々にとっての環境整備にはならないと思っている。状況が分からないと提案にならない。出せるものはないのか。こちらが個別に調べるしかないのか。

○地域福祉課長

ハローワークが行っておられる調査でいくと、何人以上という基準があるので、そこは難しいと思う。個別に把握するしかないと思うが、それをどのようにすれば良いか、現状では案を持ち合わせてない。

○小川委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 地方税統一QRコード導入見送りの経緯等について

○小川委員長

執行部から説明をお願いします。

○税務課長

(以下、資料を基に説明)

○小川委員長

委員から質疑があるか。

○村木副委員長

導入を巡った経緯は何点かあるとのことだった。逆に言えば、県内8市のうち浜田市のみがこの制度を導入しないとのことだが、全国的にこのシステムの導入率を把握していればお願いします。

○税務課長

5年の4月時点では全国で99%の自治体が入れている。ほとんどの自治体はQRコードが使える形のものを、税目の種類の多い少ないはあるが、対応できる形で取り組んでおられる。

○村木副委員長

導入を見送った経緯の中に、回収に多額の費用が見込まれるとのことだった。差し支えなければ具体的にどういった額か。

○税務課長

1千万円以上の金額が掛かると見積等で確認している。

○村木副委員長

今回ほかにも収納関係の報告があった。報告によると、これは逆に県下でもトップクラスで収納率も高いとなっている。見送った経緯の中でも、なかなかキャッシュレス決済が5%未満にとどまっているところもあるが、実際この制度を導入しなかったことによる収納率の影響をどのようにお考えか。

○税務課長

確かに納付方法に選択肢があることは大変大事なことで、これを否定するものでもないし、先々できるようにというのは大事だと思っている。ただ、浜田市の状況を見るとキャッシュレス決済について5%未満と書いてあるが、実際にはもう少し少ない状況で、便利で利用されている方は少しずつ増えてはいるが、使い慣れなかったり、領収書が出ないこと、これを導入した自治体で入れたかどうか確認できず多重納付の事例があったのが124団体、600件、3千万円以上出ていることもあって、せっかく新しい制度を入れたが、過渡期ということもあって便利な反面、納税者にも不便をお掛けした事例があると聞いている。ぜひ浜田市が次回入れるときには、こういうことにならないようしっかり確認しながらやっていけたらと思っている。よって収納率への影響については、これがないから納めないという方がおられたら、それは違うことなので納付資力があれば当然財産調査をして、滞納処分も行う形を取らざるを得ない。なかなか理解いただけないところがあれば、丁寧に説明していきたい。

○村木副委員長

全国的になかなか導入ができない事実の中、とは言いながらも今の話を聞くと、収納率にはそう影響はないといったところ。収納の機会は納税の機会ということもあって、一時借入れなどを考えると、やはりこういった制度は速やかに導入されるべきかと思っている。今後の予定ではやはり令和7年度の標準システムで、いわゆる一斉取組をと書いてある。確認だが、令和6年度から導入の考えはないか。

○税務課長

もちろんお金のことだったり費用対効果だったり、利便性だったりで入れれば良いのだが、今までの状況とは変わらず今回の形での導入は見送りの形で、次回の標準化システムへ向けての作業が今年度から本格化していくのかと思うので、税に限らず自治体関連の二重業務でこういったことが今からあるので、そちらにデジタル推進室とも協力して、しっかり準備していきたい。

○川神委員

やはり今までQRコードの問題だけでなく、結構浜田市は全国的な流れの中で、やらない理由を上げて説明することが何となく多い気がしている。99%が導入とのことなので、その中には当市と同じような状況の自治体も恐らくあったのではないかという気がする。誰のためにやっているかと言うと市民の納付のため、市民サイドの考え方でやるので、確かに費用対効果はとても大事なことだと思うが、可能性があればそういったものは先取りしながら時流に乗っていく考え方も必要ではないか。言われているところではご無理ごもつともなところもあるが、姿勢として、とにかくこれを導入できないかといった前向きな考え方をする必要もあるのでは。

全国にはいろいろな状況の、それをやったら費用対効果が悪い所もあったのではないか。そのような状況でありながら99%が導入している。私が見る限り、浜田市はやらない理由を並べている気がしてならない。市民目線といった考え方はどうなのか、改めて聞く。

○税務課長

おっしゃることも当然ごもっともであるし、よその自治体が入れているということで、効果がないわけではなく納税者の利便性が上がるのはもちろん間違いないことなのだが、片や税務課としては、この1千万のお金を集めるのは大変な苦労があるところで、よその自治体がどういう理由でどういうシステム改修の時期で、いくら掛かったかというのは逐一聞いてないので分からないが、大きいところでは神奈川県厚木市が入れてなく、お聞きしてみたら、やはりうちと同じような理由で、標準システムの導入が分かっているのに先行導入というのはなかなか理解が得られないところがある。うちと変わらない状況であるということを確認した。ただ、入れている自治体は利便性が上がっているので、キャッシュレス納付などの割合が増えていっているところがあり、入れた成果がもちろん見られるのはあるのではないかと思うが、浜田市も決してやらないのではなく、もう少し標準化が入るまでお待ちいただきたい、というのが今の予定である。先ほど言われたご意見は、いろいろな納税者の方の声を代弁されてのことではないかと思うので、しっかり受け止めさせていただこうと思っている。

○川神委員

やっていない仲間を見つけても仕方ないので、ほとんどの自治体がやっているのを見ると、私が怖いのは、この話というのは何人かから聞いたが、そういった理由なのだと説明すれば市民は分かるかもしれない。でも多くの方は、なぜ浜田市はやってもらってないのか、他市ではできるのになぜ浜田市がと、話が飛躍すると我々は大変厳しいご意見をいただく。なぜ市民目線ではないのかという話もされるので、この問題だけではない、全ての課に、挑戦するとか先取りしながらやっていくとか、そういう本来の行政姿勢が少し後ろ向きではないかと感じざるを得ない。

キャッシュレス決済については、こういう方向でやるのだと、市民に対する情報も逆に要るのではないかと思うがいかがか。

○税務課長

QRコードを取り扱ってないことは、市のホームページの納付方法の一部にお断りの記載をしている。導入しない自治体は記載するようにとの指示もあったので、QRコードは導入してないが、こういった形の納付方法があると当然これまでもうたっているが、そういう形にはしているが、それで十分かと言われれば足りないところがあるかもしれない。また、そういったお声があれば丁寧に説明していきたいと思っている。このたび固定資産税、軽自動車税が対象税目になっている。納税通知書を今年度送ったときに問合せがあるかと非常に心配していたが、QRコードで納付ができないことについては、全体で3件だった。先ほどのように理由を説明させていただき、導入すれば便利な部分は当然あるのだが、少しご不便をお掛けするが先には入るので、今年度来年度等は少し見送らせていただいているとご説明して納得いただいた事例もある。

○川神委員

ホームページに載せるようにとの指示はどこからあったのか。

○税務課長

この取扱いをしている共同機構か総務省だったと思う。一応全体で入れると周知しているので、それに対して記載したものを周知するように、ということでご説明した。

○川神委員

国自体もそういった制度に乗っていきこうということだと思う。説明を聞いていると、やらないわけではなく時期的なもので、そちらで準備してやる。それはそれで分かるが、問合せ件数が少ないから大丈夫といった話でもないと思っている。何度も言うが、結果的にはそういう判断をするということなら、ホームページにできないと載せるのも大事だが、多くの方がホームページを見ているわけではないので、何らかの形で、こういう理由でできないが先々こうだといった情報提供は市民に対して、積極的に開示はして行って、聞かれたら答えるのではなく、逆に胸を張って「こうだ」と言っていけないといけない気がする。私は行政の運営姿勢だと思っている。

○副市長

このことについては他の自治体でできることを浜田市が取り入れてないということ、ご迷惑をお掛けしている部分については申し訳なく思っている。

昨年だったろうか、このことについて協議した。県からも浜田市の今後の対応ということで問合せがあったので協議して、令和7年度には標準化システムを入れなければならないので、その時に併せてと回答して国県の了解を取った。

浜田市はこれまでも、総合窓口システム、浜田市独自のワンストップ窓口システムや、税や、いろいろなシステムがどちらかと言うと独自システムをたくさん入れているので、国の標準化に合わせるとなると、かなりいろいろな調整が必要になる。今回これだけで1千万円くらいのお金を掛ければできるが、税収納率がかなり高いところにあるのは市民のご協力のお陰だと思っている。そのことについてはやはり今後しっかり市民目線で、市民が納税しやすい体制、システムだけでなく相談などいろいろなことでしっかり対応して、この2年間ご迷惑をお掛けする分、対応できるようにしなければいけないと思っている。

税だけでなく、浜田市の市制全般について常に前向きに、市民の考えをしっかりと把握しながら、できることは積極的にやるスタンスでやっていきたいと思う。このことについては大変申し訳なく思っている。市としては、全てのことはしっかり市民の意見を聞いて前向きに取り組んでいきたいと思っている。この周知についてもしっかりとしていきたいと思うので、ご理解いただければと思う。

○小川委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 水道の休止件数について

○小川委員長

執行部から説明をお願いします。

○水道管理課長

(以下、資料を基に説明)

○小川委員長

委員から質疑があるか。

○岡本委員

廃止すると敷地内の管はもちろん、本管までの枝管も全部撤去する形を取られると承知している。市内の道路整備が終わったら、しばらくしてまた掘り返しがある。なぜなら給水の接続が新たに起きたということで。せっかくやったのにまた掘るのか、何とかならないかということが、まず入り口である。

説明があったように休止の位置付けだろうと私は認識しているのだが、建物は存在しないが導入管は敷地にあり、敷地の所有者がその権利を持っているケースも休止という認識で良いか。

○水道管理課長

管はそのまま残っているなら休止中となる。

○岡本委員

建物はないが管が残っているのは一応休止扱いに入っていると。

○水道管理課長

はい。

○岡本委員

執行部に提案なのだが、新しくなっては掘り返すの繰り返し。やはり廃止という形で一つのルールがあり、当然廃止する以上は本管まで撤去してくれと指導されているのは私も承知している。いずれにせよ建物を撤去しても敷地が存在する以上、何らかの措置というのは廃屋に伴って管が取られるが、次のステップではその廃屋が売買の中で新しく建てられる可能性があるのだから、そういう所に管を何らかのルール決めをして、残していくことによって道路の掘り返しを防げないのかと思っている。そのことについてお尋ねする。

○工務課長

家の有無に関わらず、水道を使わないので休止か廃止である。廃止についてはおっしゃるように廃止申請が出ると道路の本管までのものを取ってくれと伝える。これは我々の管理料もそうだし、国県市道を含める道路管理者も、不要になれば撤去が原則となっている。一方、休止で建物がなくても今使わないのだがどうしようかとなれば、費用は数十万円掛かるだろうが本当に要らないと言われたときは撤去をという話をすると、だったら残しても良いかと。その場合は残していただいてもうちは全く問題ない。ただし、どこにあるか分からない状態にはできないので、若干の手当てはしていただく。また掘り返すといったことが確かにならないようにということで、相談があったときにも休止で置かれたら次使えるということもある。とはいえ、もともとあった家と次の用途が変わってしまい、どうしても古いのを撤去して新たに付けないといけない場合があるのも事実である。

最後に、廃止システム上の累計が載っているが、1年間の申請が200から300件程度、いろいろな申請がある。その中で本当の廃止は、それほどたくさんあるものではないので、なるべく残すと将来も使えるということも含め、相談に乗っていきたい。

○岡本委員

側溝をきちんとしてほしいとか、舗装を直してほしいとか、市内のいろいろな陳情を受ける。その陳情を受けて実施になるまで5年から10年掛かる。やっとできたと思ったのにまた掘られるとなると、一体何だったのだという感じがあるので、このことを問題にした。

道路の表層の話だが、下水道、これから北側でされるが、いろいろなやり取りの中では、うちはもう接続しないという意識のある方もいらっしゃると聞いている。このことについても、持ち主が変わったから今度は導入するということに掘らなければいけないことを懸念している。この部分は何らかの対応をすべきだろう。初めから予定される所には導入管を近辺まで入れておく。道路を掘られたら困るから、側溝と敷地の境界線あたりまでは管を出す形も考えるべきだろうと思うのだが。

○下水道課長

おっしゃるとおり何度も掘るのは確かにどうかと思うし、今回新しく本管も設置するので、当然まずうちが設置する引き込み管を持ち主と確認しながら、とは思う。今後の土地の利用も確認しながら、必要に応じて考えながら整備させていただけたらと思っている。事業者も決まっているので、相談しながらやっていきたい。

○岡本委員

確約は取れなかったが、ぜひ、接続されない所の近辺には導入管は入れていただくことは考慮してほしいと念押ししておく。

○小川委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

6 その他

○小川委員長

執行部から何かあるか。

○子ども・子育て支援課長

病児・病後児保育事業に係る損害賠償請求住民訴訟事件について、口頭で少しご報告したい。この訴訟についてはこれまでにご報告しているとおり、令和5年3月23日に第一審の判決が出され、その内容を受けて原告側が令和5年4月5日に控訴を行っている。このことに伴う第1回控訴審が、令和5年7月10日に行われる予定となり審議が進められることとなる。また、これまでのご報告時に、今後の検討することとしていた市の附帯控訴については、補助参加人側が令和5年4月19日に附帯控訴を行われている。この後市が附帯控訴を行ったとしても二重控訴となり却下となる可能性が高いことから、顧問弁護士などとも協議を行い、市としては附帯控訴を行わないこととした。

なお、補助参加人が附帯控訴を行っておられるので、市が附帯控訴を行わないこととしても、市が附帯控訴を行った場合と何ら変わらない形で控訴審が進められることとなる。

○小川委員長

今の報告について質疑はあるか。

○岡本委員

過去の具体的なことは言い切れないが、老人福祉施設の裁判事があった。訴えられた。それで高裁では通ったが、その上まで行ったら、結局うちの非があつて負けたという事例があるのはご存じか。広域であった。

私が言いたいのは、大丈夫だと言って後から実はこうだったということがありはしないかということで、向こうがやるならこちらもやって良いのでは。そのとおりのやっただけが私は良いのではないかと思っているのだが、その辺の考え方はどうなのか。

○子ども・子育て支援課長

私どもも当初、却下だったとしてもやったほうが良いのかと思って顧問弁護士にも相談させていただいたが、過去の高裁の判決で、少し中身は違うのだがそういった二重控訴ということで、同じ内容で両方が附帯控訴をされたケースで、同じ内容だからと片方が却下となったようなケースがあるようで、結局、市が改めて附帯控訴しなくても全く同じような形で、言いたいことを市も言っていけるのも確認が取れた。そうであるなら、附帯控訴する場合は若干の手数料が掛かるので、あくまで税金になるので、その税金を掛けて却下という形を取るのではなく、同じような形でできるのであれば、それに乗る形になると思うが、それで控訴審を進めていければと思っている。

補足になるが、補助参加人が附帯控訴されている。この附帯控訴を取り下げる際には、実際に訴えられているのは市なので、市にも必ず同意が要することは確認しているので、補助参加人側が市の同意なしに附帯控訴を取り下げることはないことを確認している。

○小川委員長

ほかにないか。なければ質疑を終わる。ほかに執行部からあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

では、ここで執行部は退席されて構わない。暫時休憩とする。

(執行部退席)

[11時 35分 休憩]

[11時 45分 再開]

議案の採決に入るが、採決の前に自由討議を行うか。

(「必要なし」という声あり)

では、執行部提出の議案2件について採決を行う。

- ・議案第34号 浜田市印鑑条例及び浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

- ・議案第37号 浜田市外来検査センター条例を廃止する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。以上で当委員会に付託された案件の審査を終了する。委員長報告については7月3日の採決までに正副委員長で作成し、タブレットに入れておくのでご確認願う。皆に目を通してもらい、よろしければ委員長報告をその内容で行いたい。

7 ぎかいポストに寄せられた意見への対応協議について（委員間で協議）

○小川委員長

ぎかいポストに寄せられた意見について、議会広報広聴委員長から回答を作成するよう依頼があり、1件が当委員会に割り振られている。議会広報広聴委員会への提出期限が6月29日木曜日となっているので、本日、委員の協議により回答内容を決定したい。皆から寄せられた対応内容案を資料にまとめている。これを一つにまとめていきたい。

○村木副委員長

各委員から提出いただいた。内容を見るとほぼ同じような内容かと認識している。もし良ければ私のほうでまとめさせてもらい、再度皆にチェックしてもらった上で提出させていただければと思っているがいかがか。

○岡本委員

私は書いてあるように、ご意見はご意見としてしっかり受け止めるが、買い物難民、買い物困難者というのは、実際旭のほうでもやっておられる。この案件は、全体的に見たのか、それとも自分の地域でこういうのが必要だと言っているのか。皆はどう受け止めているか。私は、本当に必要ないろいろなところから意見がもっと出てくるだろうと思っているのだが、そうではないように感じる。それはそれとして受け取って意見を述べるのは良いかもしれないが、私はもっと意見が出た中で、こうしてほしいということについて対応を考えていきたいと思っている。これがどこの地域のことを言っているのか、分かれば願います。

○村木副委員長

これは私が回収したので知っているのだが、黒沢まちづくりセンターから回収した意見である。

○岡本委員

これは自由討議になるかもしれないが、実際はまんてんもそうだし、三隅のほうでもやっておられるのは、事業者が経営という観点でやっておられる。黒沢のことを言えば、そこに関わる方がいれば良いが、いないときにどうかということと問われているのだろうか。我々は事業所に対して求めていくことになるわけで、当然、そういう事業をやってくれる人に対して補助金を出すからやってくれないかということになるのだが、そうではなく、新たにこういう場所に対応せよということなのか。副委員長はどう認識しているか。

○村木副委員長

私が認識しているのは、地域井戸端会において福祉環境委員会の今年のテーマである「障がい者支援における就労支援」といったところに関わった意見かと思っている。

○岡本委員

障がい者も高齢者もそうだが、ヘルパー制度があったり、そういう形でやっておられるのかと思っているのだが、それでは足りないということか。

○小川委員長

この内容をそのまま読んでいただければと思うが、テレビか何かで放映されたものを参考にされたのではないかと思う。副委員長が言われたように取組テーマとして「障がい者の就労を含めた支援」という中で、障がい者の就労支援と買い物困難者対策を一つの取組としてやっている事例も参考にしてみたらどうかという提案だったと思う。そういう意味で、障がい者就労の観点でやるとすれば、浜田で言えば福祉会の方などもすでにあっただが、そういうことを検討したらどうかという提案だと受け止めていたのだが。買い物困難者を何とかしなければならぬということではなく、そういうのも一つの意見として言われているのではないかと思ったのだが。

○村木副委員長

この意見の下から4行目においても「特にこの地域にも」ということなので、浜田市全体の中の黒沢ということだと思う。「計画ができないかと思っている」とのことなので、浜田市全体のことを見た中で、こういった取組、福祉と買い物困難者対策とのコラボというか、お互いを意識した事業展開の栗原市を紹介したのだと思う。

○柳楽委員

今、あいのりタクシー運行事業などをされているが、多分買い物困難の方に対する対策としても、あいのりタクシーを使っておられる場合もあると思う。地域ごとに実態が違っていると思うので、やはりこういうことは本当はまちづくりの中でしっかり状況把握していただくのが、まずは大事なのだろうということもあるが、最後に「地域コミュニティの復活、優しい地域、そのようなことを実現できれば」という思いを持って提案していただいたとのことなので、移動販売についても既存の事業者がすでに入っているの、ほかの事業者に入ってもらっても困るといった地域もあるように先日お聞きしたので、なかなか難しいところだが、宮城県の事例も含めて、より地域に合ったやり方が多少でも研究できれば良いのかとは思いますが。

○村武委員

宮城県栗原市の事例が書いてあるが、これ自体私自身も勉強していないところもあるので、勉強したいなとは思った。そして、障がい者に関するものも書いてあるが、障がい者のことだけでなく高齢者のことなど全体に係ることだと思うので、恐らく問題は黒沢だけでなく市全体だと思うので、今後当委員会でも勉強して取り組んでいければ良いかと感じている。

○小川委員長

今それぞれの委員から出された意見も踏まえ、副委員長にまとめていただくようお願いできればと思う。では暫時休憩とする。

[11時 58分 休憩]

[13時 00分 再開]

8 地域井戸端会に寄せられた意見への対応協議について（委員間で協議）

○小川委員長

地域井戸端会に寄せられた意見を議会広報広聴委員会が担当委員会ごとに振り分け、可能なものについては回答を作成するよう依頼が来ている。本日、委員で回答内容を協議したい。たくさん意見があるので、まずどの意見へ回答するか絞っていきたい。委員から何かご意見があれば発言をお願いします。

○村木副委員長

直近になって書記から、96の項目分けで番号が付いているので、1番から96番の、例えば私なら1番から7番が要回答、23から25番は回答不要といった形で、自分が行ったところを振り分けるのも一つかと思っているがいかがか。

○小川委員長

そういう形で進めるか。各委員、別々の会場に行かれているので、その中でどれに回答するか。回答の仕方もそこへ行かれた方でないと趣旨がなかなか把握できないのではないかと思うが、そうすると回答案についてもそこに出席されている委員に作っていただく形で進めるということによろしいか。

○村木副委員

回答案はこうして、私自身がたまたま1番から5番まで、多くの方に書いていただいですごく参考になる。最終的な文案を考えるのは行った委員かもしれないが、こういう形で、皆からの回答が聞きたい。すでに資料に書いてある案は十分参考にしたい。

○岡本委員

先ほどの副委員長の説明は、まず担当者が例えば自分の7項目あったものについては別に回答しなくても良いという線引きがあって、残りを討議するのかと思った。初めから一つずつ皆に聞くと時間が掛かるので、直接会場へ行った委員は場面を知っているのだから、その意見はどちらかという回答を求めるものか、そうでなく意見だけを述べられたのか。それを答えられたらどうか。

○村木副委員長

私もそのつもりだった。次のステップの話の先にしてしまったが、今日のところはそれぞれの会場での、回答の要不要を分ける。

○小川委員長

通し番号1番から。

○村木副委員長

1番から6番までは要回答である。7番も要回答だが、回答よりは逆に、市議会はどう考えているか意見を求めたいということだったのと、DVDを見てほしいというのがあって、泉大津市の市長がY o u t u b eで流しているものなのだが。次、23番から25番は回答不要である。34番は回答不要。53番は回答不要である。

○小川委員長

皆は分けられるか。副委員長は事前に回答を考えていた関係で要不要に分けられているが。皆が持ち帰った分は要不要の振り分けができていないか。もしできてなければ時間を取って、先ほどのような形で振り分けできるか考えていただきたいが。では一旦休憩させてもらう。

[13時 10分 休憩]

[14時 04分 再開]

○小川委員長

委員会を再開する。地域井戸端会に寄せられた意見に対する対応についてだが、先ほど来検討していただいて回答すべきものとそうでないものを皆に出していただき、仕分けしたのでそれを確認してほしい。回答の必要があると言われた分の番号だけを言っていくので確認してほしい。

(以下、番号読み上げ)

以上がテーマに寄せられた意見の中で要回答と判断したものである。間違いなかったか。続いて自由意見に移るが、こちらにも要回答の分だけ番号を言う。

(以下、番号読み上げ)

この分は一応担当された方で回答案を中心に考えていただく形になるし、執行部に意見を求めて参考にしないと回答できないものもあると思うが、それは会場へ行かれた方に案を作ってもらい、最終的にはその方を中心に皆でやることもあると思うが、それについては次回の委員会までに時間を取って、余裕を見て締切りをつくりたい。7月10日正午当たりをめどに、各委員に回答案を考えていただいても良いか。

(「異議なし」という声あり)

ではテーマに対する意見と自由意見に対しての回答案については、そのように進めていきたい。まだ正式には聞いてないが、一応各常任委員会で全体28か所に伺った意見に対する、委員会としての所感という形でお返ししようという流れになっているので、それぞれ担当された会場の回答案を含め、全体を通して状況報告を伺った中で感

じた点など、委員会としての所感も考えていただければと思う。これも皆が出されたものをまとめる。それは28か所のまちづくりセンターに掲示する前提でお願いできればと思う。よろしいか。

○村武委員

テーマのところで、会場は別で同じような意見をいただいているところがいくつかある。例えばコーディネーターのことなど。これはある程度統一したほうが良いのか。

○小川委員長

統一したほうが良い。一旦は出してもらった上で、次の委員会で調整したほうが良いかもしれない。コーディネーターがいなくなって困っているという意見が複数から出ているが、その回答がばらばらだったらあまり良くない。その調整はしたほうが良いと思う。議題8については以上でよろしいか。

(「はい」という声あり)

9 行政視察について（委員間で協議）

○小川委員長

事務局から各視察先への質問事項の提出についてメールが届いている。委員全員がどういう質問をするか考えてもらい、7月7日金曜日正午までに提出していただきたい。前もって視察先にお送りする流れになるので、それを基に委員会内でまとめて送るという段取りで考えていきたい。日程的にも窮屈だが、資料を参考に考えていただくようお願いする。最低1項目は質問内容を考えてほしい。

10 【取組課題】 就労支援を含めた障がい者支援について（委員間で協議）

○小川委員長

前回の委員会で、障がいのあるご本人あるいは家族の方の話を聞けたらと、手をつなぐ育成会や聴覚障害の方に当たってもらうことにしていたが、その辺の進捗状況が分かればご報告いただきたい。

○柳楽委員

初日の委員会でも少しお話しさせてもらったが、今度、手をつなぐ育成会の総会が7月8日に行われる。その際に役員の方等もいらっしゃるので、話をさせていただき打合せができればと思っている。

○小川委員長

多分それで話をしていただき、例えばこの人数で押しかけても良いか、それとも小人数が良いかという判断もあると思うので、その辺を踏まえて調整をお願いできればと思う。8日を待って進めていきたい。聴覚障がいの方は。

○村木副委員長

具体的に進んでないため、調整をさせてもらってまた改めて報告させてほしい。

○小川委員長

準備ができ次第、意見交換ができれば日程調整等もしていきたい。もう一つ、これから取りまとめ作業に入るが、5月に実施した九つの事業所での意見交換、班ごとにシートなどを出してもらったところもあるが、それに対して補足説明というか、概要だけでも良いが、それぞれ所感も含めて報告いただければと思うが、書いてあるものを読めば分かると言われたらそれまでだが、特に参加してこういうところが不足しているとか、こういったことは大事ではないかといったことや、報告書の中で一番ポイントになるところなどがあれば。各事業所を回って報告書の中では皆ご意見も含めてまとめておられるので、特になければ良いが。私の感覚から言えば、従業員が障がい者の方の法定雇用率を守らなければいけない人数以下のところでも、一生懸命頑張っておられるし、そういう資格を取る努力をされたりしているが、いろいろ相談事業所がもう少し動いてくれたらとか、行政がもう少ししてこ入れしてくれたらといった声は、各企業から持ち帰っていると思う。特にこの間の委員会代表質問でも言わせてもらったが、今日のやり取りの中でも感じたのは、やはり実態をつかみ切れてないというのは、恐らく福祉部門と労働部門の連携ができてないからではないかという感じはした。それは今後の課題かと思うし、先ほどのやり取りなどを聞いても、やはりハローワークに聞いたらこの程度だったということしか出てこないというのは、実態が把握できてなければ、我々の就労支援を含めた障がい者支援をどう提言するか、どこを強化してほしいとお願いするか、雲をつかむような話になる。そこはもう少し意見交換しながらやっていければと思う。実際に事業所を回った中でもそのように感じているので、もしそういうことが皆にもあればお願いしたかった。特になければ良い。

○村武委員

私たちは三つ行ったが、特にベリーネは障がい者の方と健常者の方の関係性や、障がい者の方が働きやすいようにすごく考えておられた。ただ、それはどうすれば良いのかが分からなかったりする。すごく勉強されていてジョブコーチの資格を取られたりなどされているが、それでも分からないこともあるので、そういった勉強会なども企画してほしいと言われた。前向きに取り組んでおられるところでも、企業では障がい者の方を雇用するというところで悩みもたくさんあるので、そういうところを吸い上げてくれるところや解決できるようなことが必要かと感じた。

○小川委員長

振り返ってもらえばいろいろ思うところはあると思う。

○村木副委員長

福祉B型等の事業所においては、福祉の関係もあれば、他の店との競争にももちろん勝たなければ、魅力ある商品開発など。その支援を行政にしてほしいという話があった。まさに福祉と産業の連携を痛感したところである。

浜田ビルメンテナンスにおいては、就労支援関係機関を対象とした雇用に係る勉強会をしてほしいということもあるし、就労支援関係機関の方にいつでも相談ができるよう、行政からの支援を機関にしっかりしてほしいという声があった。国県の補助金や交付金で運用しているが、なかなか十分ではないという話もあった。支援機関を大

切にすることも痛感したところである。

○柳楽委員

事業者から相談したいと思った場合、どこに相談して良いのか分からないという声があったり、行政としても障がい者雇用をしている事業者に対してヒアリング等を行ったりして意見交換みたいなこともしていただけたらと。実態を知ってもらいたいという声もあったりした。障がい者側のことを考えてもそうだし、事業者側についても相談体制と実態の把握を行政がどうするのかという点がすごく問題かと思った。

○小川委員長

そういうことも取りまとめの中にはぜひ入れていきたい。

○岡本委員

9月に向けての着地点というか、最後をどうまとめていくのだろうと思いながら、今日のところである程度の規模、それ以下のところの実態が見えないことが納得できない。それはそれとして次のステップなので、逆に今の総社市のように市の職員を張り付けて企業に訪問させ、それを取ってやる、それが総社市の形だったのだろう。大きな企業以外の小規模の企業のそういうところがポイントになるのが一つと、委員長と私が西川病院としおかぜ・はまかぜに行ったとき、施設関係者がお話しされたのが、継続的な支援が必要ということ。というのも、その人が勤めに入るが、1年なりということではなく、もっと継続的な支援があったほうが良いという話があった。それも提案の切り口の一つだろうと思ったのと、ビレッジでのあいさつで言われたことが私の中で引っ掛かっているのだが、あの施設は地元に開放されている。地域と関わりを持ちたいと言われた。私のところにもグループホームはあっても、地域のいろいろな事業について歓迎してない。つまりそこもまちづくりの位置付けで、ポイントなのかと。港町で私が一連のこともやっているのであいさつに行ったら、ここは西川があって福祉という位置付けなので、まちづくりは福祉も入れていかないといけないのではという話をしたら、防災のイベントをやるときに西川に声を掛けてくれたのだが、その際来たのが2人か3人で、弱いと思った。その部分を連携させることは大事と伝えたほうが良いのかと思っていた。

○小川委員長

ほかにはないか。今岡本委員が言われたこと以外で多少感じているのが、例えば就労支援A型B型とあって、生活支援という段階がある。もっと言えばそこで自信を付けて一般就労に移りたい。その段階がスムーズに行かずに二者択一になっている。B型の人はずっとB型でそこでやり続ける。そうになってしまうとA型や一般就労には移れない仕組みになっていることも問題がある。それは一自治体でどうすることもできない部分もあるのだが、そういうことも言われていた。後は、障がいのある方にできる仕事に合わせていくと、例えば短時間勤務などを入れると単価がどんどん下がっていく、その下がった単価で補助金なりが支給されるとすれば、経営的には厳しくなる。だからニーズに合わせて合わせれば合わせるほど、法人の負担が増えていく。一人一人に合わせたサポートは法人負担が大きくなるばかりだという話もあった。これも仕組みに問

題があると感じた。

ほかにはないか。今後気づいたことがあれば、またご意見をいただければ。また視察が入っているし、視察が終わったら報告やまとめをしつつ、こちらのテーマのまとめもしていかないといけない。それまでにどういう柱立てをしていくか、少し皆にご意見があれば出してもらいながら、今後進めていきたい。よろしく願います。9月をめどとすると8月中にはまとめておかないといけない。もうあまり時間がない。どれだけボリュームのあるまとめになるかにもよるが、その辺も含めてご検討をお願いします。スケジュール感も含めて皆で共有しておいてほしい。

11 常任委員会が所管する事項の見直しについて（委員間で協議）

○小川委員長

すでに皆ご承知のとおり、現在議会運営委員会において常任委員会の任期満了に併せて三つの委員会の所管を見直すかどうか、見直すならどのように所管を改正するか協議されている。その中で、各会派から意見を出されており、山水海と公明クラブからは見直し案が提案されている。超党みらいと創風会からは特に変更なしという意見だった。先般の議会運営委員会の中で委員長から、各常任委員会でも所管の見直しについての協議をしてみたいという要請があった。委員会として見直しについて意見交換はしていないが、議会運営委員会のメンバーはご存じだろう。教育委員会関連については総務文教委員会でやるより福祉環境委員会で担当したほうが良いのではないかという意見である。もう一つ、水道関係は産業のほうが良いのではないかと。それぞれの常任委員会の中でその必要性、そうしたほうが良いといったことについてはまだ議論してないので、皆から現状について、委員会としてのご意見を願います。

○岡本委員

例えば執行部側の出席を見ると、2列目までいっぱい、場合によって3列目がおられる。その状況と、産業建設委員会や総務文教委員会を見ても大体バランス的には良いように思っている。執行部側の負担感、例えば教育委員会を福祉環境委員会に持ってきたらその人員割合が抜き出るのはいかなものかと思ったので、私はこのままのほうが良いと思っているのだが、公明クラブや山水海に所属する方、会派内での話を説明してもらえたらうれしい。

○柳楽委員

例として挙げると、子どもに関しても保育所の関係と幼稚園の関係、国の所管が違っているので教育部局と福祉部局と別々のような形になっていた。子育ての観点からしても、子どものことに関わることだが学校にも関係するということになると、やはり部署が違うので、福祉環境委員会としてどこまでそこに立ち入れるかという場面が何度かあって、すごくやりにくさを感じてきた。子どもを中心に考えたところで見ると、やはり教育と福祉の部局は一緒のほうが対応しやすいのではないかとといったところで、この意見を出させてもらっている。

○小川委員長

子どもの線引きはどう考えているか。中学生も含めるのか、幼児期・小学生だけか。

○柳楽委員

子育て世代包括支援センターなどの考え方からすると18歳までの子どもが対象なので、大体そういったところで考えている。

○村武委員

山水海も公明クラブと同じような考えだと思っている。理由としては先ほど柳楽委員がおっしゃったように、子どもを主軸に考えたときに、保育所、幼稚園が違う委員会になっている。先ほど18歳まで子どもとおっしゃったが、それに関しても学校と、福祉的に考えたら例えばヤングケアラー、それはどこで考えるのか考えたときに、学校にも関係があると思うし福祉的なところから考えるというのも関係があると思う。したがって山水海はこのような提案をした。そして委員会の中で取り扱う案件量が、総務はすごく多いと思っている。バランス的なことを考えても、このように変えたほうが良いのではと思う。これは山水海の考えである。私も会派で申し上げたが、個人的にも議員になってから、ずっとそこは「子ども」というところで考えるのに、なぜここが違うのか。福祉環境委員会にいるのに幼稚園や学校のことは言えないところもある。片や総務文教委員会が以前、幼児教育について取り組んでおられたと思うが、あのときも幼稚園だけでなく保育所にも意見を聞きに行かれたと思う。今はこども家庭庁もできたし、執行部のことを考えるとすぐには一緒にはならないかもしれないが、せめて議会では一緒になると良いと考える。

○小川委員長

創風会と超党みらいは現状でも良いのではないかとのことだったが、こういう意見があるというのも聞く機会がなかったので、そういうことも一つの判断材料として把握しておいてもらったほうが良いかと思う。

○川神委員

うちは現状維持と出していた。かたくなにそれにこだわるわけではない。長い委員会生活を送ってきて、扱う案件の広さなどがアンバランスになってきているのではないかと、議題の個数などのバランスに偏りが起こるのではないかと、それは私も感じている。ただ、そういう意味で議案を分けてバランスを取って均一にやれば良いという問題では全然ないと思っているし、時代が変わってくるともしかしたら案件のバランスも自然と変わる可能性がある。委員会の取扱い項目は普遍的に変わらないのではなく、どのように変わるか分からない。デジタルが進めば違ってくるかもしれない。そういう意味で、今のバランスを見て所管を変えるという考え方は少し違うと思っている。

会派内で強いて話が出たのは、教育委員会の取扱いは今後慎重に検討しなければいけないだろうから、子どもの関係で福祉と合体させればより良いのではないかという考えもあるのだが、では本当にそれで良いのか。水道は別にして、教育の、子どもたち、幼児、小中、高校までどのように考えるかだが、そのあたりは少し研究もしながら、一気に結論を出す必要があるかどうか。教育委員会のあり方については研究も必要なのではないかということは、この前の会派の話の中でも出ている。

少し振り返ると、かつては文教厚生委員会という名前もあった。産業も組替えをしている。時代によっていくらか変わってくるので、一番効果のある活動の枠組みをどうするかを考えることは必要だろうと思っている。今から先のことを含めた視点は持っておかなければいけない。ただ、教育委員会に関しては少し流動的に考えても良いような考えを持っている。

○岡本委員

創風会に追従するわけではないが、各々の会派の考え方を聞いて、至極妥当だと思うものもある。この検討というのはどこかにリミットがあるのか。例えば9月に委員会改選があるから、そのときに次のステップとしてやろうとするのか。そういう方向性は出ているのか。9月までがリミットだから、そこまで検討して、見直すなら次のところから変えようではないかということか。来年の機構改革の中でやるのか。それとも中間地点で委員会構成を変えていくのか。

時期的なもの、それから執行部とのやり取りも当然ないといけないと思う。執行部の考えとのすり合わせはどうしようとしているか。今まではどうだったか。

○川神委員

執行部に関しては今岡本委員が言うような視点では、こちらあまり議論はしていない。今回議長などが言っていたのが、陳情も、扱う議案も、かなりの差がある。また委員会の開催回数など、もろもろを考えて、取扱い量は本当にこれで良いのかということからもともと始まっているので、執行部がそれをどう感じているかといった視点は特に強くなかった。11月を目指して、変えたほうがいろいろな意味でベターであるなら変えたらどうかという発想なので、今がベターなら変える必要もないと思う。変えることによって大きくいろいろなものがプラスに動いていくなれば、それは考えないといけない。執行部にも当然話をしていかないと、ある日突然これはこっちの所管になるというような失礼なことはいけないと思っている。

○岡本委員

議案と執行部報告事項をしっかりと分けられないといけない。議案というのは上位法があって、その条例が変わるから当然議案の中に出てきて、その件数は、総務文教委員会はとても多い。それは理解するが、これまで総務文教委員会に出された件数とほかの委員会に出された件数、きちんと図示できるものはやっておかないと。人数の割合だとか関係性も大事だが、そういう提示もしてほしいと、聞きながら思った。

(「図は示されている」という声あり)

こういうのが出ていたという認識がなかった。教育部門が福祉部門に来たらそのバランスは、一長一短があるのだろうと感じる。総務文教委員会には相当負担感があるという認識なのか。

○川神委員

とりわけ、本当に大変な状況なので負担が大きすぎるといった話はないと思う。ただ、やはり取扱いが多いという認識もあるし、当然それに伴って報告事項も多くなるので。議案自体がとてつもないといった話は聞いてないが、守備範囲が広いので、そ

れが負担と言えば負担かもしれないが、これではとてもではないが総務文教委員会をやっていけないといった話は聞いたことはない。

○小川委員長

昨日の総務文教委員会の中でもこういった議論をされている。各会派でもそのことは議論されていると思うが、委員会の中で、例えば総務文教委員会の中で負担感があるから減らしてほしいという意見があったかどうかで言えば、あまりなかったと私も認識している。教育関係を総務文教委員会からほかへ持っていったら困るという意見も、もしかしたらあるかもしれないという気持ちもしていた。昨日の様子は存じ上げないが、そこでもこういった議論はされていると思う。そこでの議論も各会派へ持ち帰ってすり合わせて、それぞれでまた検討していくこともあるかもしれない。この11月の臨時会議に向けて、それまでに結論を出すべきかどうかというスケジュールは私も分からないのだが、取りあえず議論が始まっている。今日結論を出すことはもうできないし、一応、所管を見直したほうが良いのではということについてはご意見をいただいたということで、それを持ち帰っていただいたりしながら、今後もう少し議論していかなければいけないと思う。最終的には議会運営委員会での議論になると思う。委員会の中で少しその問題について議論した上で、また持ち寄ろうという流れになっていると思う。そういうことで理解をお願いしたい。

○川神委員

議会運営委員会の中でどのような議論になるかは別として、はっきり分からないが、望ましいのはこういった議論がぎりぎり改選前に出てきたりする場合もあるので、今時点でこういった議論が進んでいるので、最終的には改選時に新しい組織組替えがあって、執行部もそういう思いで進むのが本当は一番スムーズな移行になるのだろうと思う。ただ、委員会内で、条例の中で見直しするというので、折り返し地点でこういったことがあるので、それはタイミングだが、執行部にとって本当は関係ないことであって、我々の都合で上半期・下半期で条例上見直しするということになっているので、そこでどうなるのか。そうでなくても次の改選時に望ましい委員会運営のボリュームとはどうなのかというために今議論するのは無意味ではないと思っている。したがって11月に何かの変革があるというわけでは恐らくないし、合意があればそういうことも起こり得る。今やっていることは11月もしくは改選時を目指して、という意味合いもあるのかと感じている。

○岡本委員

これまで担当委員会が変わったのは、どちらかと言えば改選時の感覚がある。その位置付けは実は議員側が決めたわけではなく、執行部側が決めていたという認識である。今ちょうど中間点で話し合うことも、議員の合議制において、自分たちはこう考えているということを出すのは間違いではないと思う。ただ入り口で、今までは執行部がやっていたのにそれで良いのかと、聞きながら思ったのだが。

○川神委員

岡本委員が言うように、実際には執行部の都合といういろいろな状況の中で、教

育委員会はそういったところで担当していただきたいという話も今まであったと私も理解している。ただ、どちらに向けてこういった話をするかは、別に執行部からの投げ掛けが基本ということもなければ、時代で違うと思う。最終的に本当に委員会の回数も取り扱う内容も、ものすごく増えている。特別委員会もそう。それこそ二十数年前は本会議が終わったら、次の調査会までに委員会はあったのかなという感じだった。特別委員会も、久しぶりの開催だといった感じ。今は下手をすると毎日あったり毎週あったりする。昔は市民に「あなた家で何やっているのか」と言われて、確かに昔はそうだったのだろうと思っている。今は本当に開催数が増えている。やるべき取組事項がたくさんある。積極的に出掛けている。広報広聴にもものすごく力を入れてやっている。さらには情報公開でケーブルテレビが入り、Y o u t u b e で流している。こういうことによって我々もさらされたりして、しっかりいろいろな話をしていくのではないか。昔とは全然状況が違う中で、委員会のボリュームは執行部云々よりも我々議会の中でこれだけのものを一生懸命こなそうと思うと、議員の思いはもっと前に出しても良いのではと思っているので、そこは執行部との良い関係でのすり合わせだと思っている。どちらかが言うべきものというのではなく、今は議員の状況の中でしっかり我々がやっていることをきちんと伝える、向こうはどのようにそれを受け止めて整理するか。執行権は執行部にあるわけなので、意見交換はきちんとしなければいけないというのが、とりあえずの結論である。正副議長や議会運営委員会の正副委員長がやらなければいけないと思う。それも暴走ではなく、その前段を今、議会運営委員会の正副委員長に汗かいていただいている。そこをやりながら、結論として変わるか、変わらないかもしれない。それに対してどうだろうかとアクションを起こしているので、正副議長と議会運営委員会の正副委員長あたりが責任を持ってやらなければいけないと思っている。ただ、その中には会派の意見はしっかり吸い上げるのが基本だと思っている。

○岡本委員

話を聞きながら考えたのだが、例えば特別委員会、実際すごく忙しいと思っている。例えば総務文教委員会から教育を除いたら、総務の部分に研究する部分などあるのかと感じた。総務文教委員会が特別委員会を持って研究する題材はあるのか。多分それほどないように私は感じる。教育ならあるが。そこに向けて教育と福祉が一緒になったら、福祉は研究するものがたくさんある。大変だ。特別委員会ですごく難儀している、各々の委員会でも宿題をもらったような形で提案するのだとやっているわけだから。そういうことも一つの考える題材ではないかと思った。

○小川委員長

そういう議論も含めて、結論ありきではなく、お互いの議論を通しながら本当に市民のため、あるいは子どもたちのための市政といったときに、どういう形の割り当てが議論しやすかったり、効果的だったりするのかを考えていこうということだと思う。あまり、短期間で決めたり、多数決で決めたりするのではなく、お互いに柔軟な発想を持ちながら検討していこうと投げ掛けられている。今日初めて、委員会として

所管について意見交換ができたことは非常に有意義だと思うので、この議論は今後とも継続していくということで、よろしく願います。

特にまだご意見があればだが、あまり結論めいたところまでは難しいと思うので、参考にさせていただければということでご理解いただければと思っている。

最後になるが、各自の陳情に対する表決の記載について、本日中にタブレットに必ず入力しておいていただきたい。賛否及び反対意見は陳情者への通知とホームページに掲載されるので、分かりやすく簡潔に記載していただくようお願いする。

次回の日程を確認したい。次回は行政視察に係る各視察先への質問事項についてと、先ほど議論して振り分けた地域井戸端会に寄せられた意見の対応について協議したい。7月13日木曜日、15時30分としているが、この前に特別委員会が開催されることになっているので、それが終わり次第になるかもしれないが、一応めどとして15時30分から全員協議会室で開催したいが、いかがか。

(「異議なし」という声あり)

ではそういうことで願います。以上をもって福祉環境委員会を終了する。

[15 時 01 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員会委員長 小川 稔 宏